

樹木剪定に係る特記仕様書

(目的)

公園、施設その他の樹木管理は、当初の植栽計画を十分把握し、その上にたって、その樹木本来の役割、機能を十分発揮するように、健全に育成し維持させることを目的とする。

(剪定)

剪定は、単に枝を切るという意味でなく、その樹木の植栽目的にそって、樹種による特性を考慮しながら、樹形を整えていくこと。

(時期、回数)

樹木は、敵期に剪定を行わないと花芽の分化が阻害されたり、樹木の生育に障害となり、樹勢が衰えたり枯死することがあるので、設計内容と実状を十分把握し、担当監督員と協議を実施すること。

剪定の時期は樹種によってことなり、一般に針葉樹は10月～11月と春先、常緑樹は5月～6月頃と9月～10月、落葉樹は7月～8月頃と11月～3月が適する。

作業日は下記期間のいずれかのうちに行うこと。なお、変更する場合は発注者と協議を行うこと。

- 1) 令和8年8月3日～令和8年9月10日
- 2) 令和8年8月10日～令和8年9月10日
- 3) 令和8年10月2日～令和8年11月2日

(方法)

剪定方法は強剪定あるいは弱剪定とする。

強剪定は、樹形の骨格づくりを目的にするものであり、以下の点に留意すること。

- 1) 樹木は特に修景および管理上、規格形あるいは強剪定をする必要のある場合を除き、自然形に仕立てるものとする。
- 2) 腐れや不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は行わない。

3) 下枝の枯死を防ぐよう、上方を強く、下方を弱く剪定する。

弱剪定は、樹冠の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とし、切詰め、枝透かし等が主体となり、全体として枝葉量を減少させる。

夏季剪定は樹木に与える影響が大きいため注意をし、剪定にあたってはその後の枝の生長を考えて行うこと。